

日 薬 情 発 第 5 号  
令 和 8 年 4 月 3 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会  
副会長 川上 純一

健康被害救済制度における給付金額の改正について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、独立行政法人医薬品医療機器総合機構より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、健康被害救済制度における給付金額が改正され、同機構より公表されております（以下）。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

○PMDAホームページ＞健康被害救済業務＞医薬品副作用被害救済制度に関する業務＞医療費等請求手続き＞給付の種類と給付額

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0007.html>

令和8年3月30日  
事務連絡

公益社団法人日本薬剤師会 御中

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
健康被害救済部企画管理課

### 健康被害救済制度における給付金額の改正について

日頃より、(独)医薬品医療機器総合機構の業務に関し、ご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、別添通知のとおり、(独)医薬品医療機器総合機構法施行令の一部が改正され、令和8年4月1日より健康被害救済制度における給付金額が改正されることとなりましたので、お知らせいたします。

貴団体傘下の会員企業に周知していただけますと幸いです。

なお、当該改正につきましては、当機構ホームページにおいても、お知らせしております。

(<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0007.html>)

今後とも、健康被害救済制度へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問合せ先

〈電話〉03-3506-9460（企画管理課）

医薬副 0327 第 1 号  
令和 8 年 3 月 27 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬局総務課  
医薬品副作用被害対策室長  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を  
改正する政令の公布について

本日、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 70 号。以下「改正政令」という。）が公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、御了知の上、各給付の適切な支給についてよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正内容

- (1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が支給する医療手当の額について、医療を受けた日数等に応じ、月額 39,900 円から 41,100 円に、月額 37,900 円から 39,100 円に引き上げること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成 16 年政令第 83 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項関係）。
- (2) 機構が支給する障害年金の額について、障害の程度に応じ、3,045,600 円から 3,142,800 円に、2,436,000 円から 2,514,000 円に引き上げること（施行令第 7 条第 1 項関係）。
- (3) 機構が支給する障害児養育年金の額について、障害の程度に応じ、952,800 円から 982,800 円に、762,000 円から 786,000 円に引き上げること（施行令第 9 条第 1 項関係）。
- (4) 機構が支給する遺族年金の額について、2,664,000 円から 2,748,000 円に引き上げること（施行令第 10 条第 5 項関係）。
- (5) 機構が支給する遺族一時金の額について、7,992,000 円から 8,244,000 円に引き上げること（施行令第 11 条第 2 項関係）。

- (6) 機構が支給する葬祭料の額について、219,000 円から 222,000 円に引き上げること（施行令第 13 条第 1 項関係）。

## 2 施行期日等

- (1) 改正政令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること（改正政令附則第 1 項関係）。
- (2) 令和 8 年 3 月以前の月分の医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月 31 日以前に生じた死亡に係る遺族一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例によること（改正政令附則第 2 項～第 4 項関係）。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第七十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万九千九百円」を「四万千円」に改め、同項第二号中「三万七千九百円」を「三万九千九百円」に改め、同項第三号中「三万九千九百円」を「四万千円」に改め、同項第四号中「三万七千九百円」を「三万九千九百円」に改め、同条第二項中「三万九千九百円」を「四万千円」に改める。

第七条第一項第一号中「三百四万五千六百円」を「三百四十二万八千八百円」に改め、同項第二号中「二百四十三万六千円」を「二百五十一万四千円」に改める。

第九条第一項第一号中「九十五万二千八百円」を「九十八万二千八百円」に改め、同項第二号中「七十六万二千円」を「七十八万六千円」に改める。

第十条第五項中「二百六十六万四千円」を「二百七十四万八千円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百九十九万二千円」を「八百二十四万四千円」に改める。

第十三条第一項中「二十一万九千円」を「二十二万二千円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「新令」という。）第五条第一項及び第二項（これらの規定を独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「令」という。）第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年四月以後の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

3 新令第七条第一項、第九条第一項及び第十条第五項（これらの規定を令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年四月以後の月分として支払われる法による障害年金、障害児養育年金及び遺族年金の額（以下この項において「年金の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金の額については、なお従前の例による。

4 新令第十一条第二項及び第十三条第一項（これらの規定を令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年四月一日以後の死亡に係る法による遺族一時金及び葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による遺族一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 上野賢一郎  
内閣総理大臣 高市 早苗